

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程の改正について

1 趣旨

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第7条第4項では、政務活動費について、会派の名称、政務活動費の交付の方法等に係る届け出があった場合、公示するものと規定されており、同条例施行規程第2条では、公示の方法を「神奈川県公報に登載する方法により行うものとする」としている。

しかし、近年のインターネットの普及に伴い、県民等に対する周知効果の点でインターネットの利用による公表に優位性が認められることから、神奈川県公報に登載する方法を見直し、インターネットの利用による公表を行うこととする。

2 内容

「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（令和3年神奈川県議会告示第2号）」第2条中の「神奈川県公報に登載する」を「インターネットの利用その他の」に改めるほか、字句の整理等規定の整備を行う。

3 施行期日

公表の日から施行（令和4年10月21日付け県公報に登載される予定）